嵐山国有林について



平成23年3月2日 京都大阪森林管理事務所

目次

- 1. 国有林について
- 2. 京都大阪森林管理事務所について
- 3. 嵐山国有林について
- 4. 「嵐山国有林の取扱に関する意見交換会」について
- 5. 平成22年度の取組について

1. 国有林について

- ・ 日本の国土の約2/3が森林。
- ・ 日本の森林の約1/3が「国有林」。
- ・ 国有林は日本の国土の約2割。

	面積	割合
国土面積	3,700万ha	100%
うち森林	2,500万ha	67%
うち国有林	760万ha	21%

国有林野の分布状況 凡例 | 国有林

土地面積に占める国有林率

地域	国有林割合
北海道	37%
東北	32%
北陸	15%
関東甲信越	10%
東海	10%
近畿	3%
中国	5%
四国	10%
九州•沖縄	13%

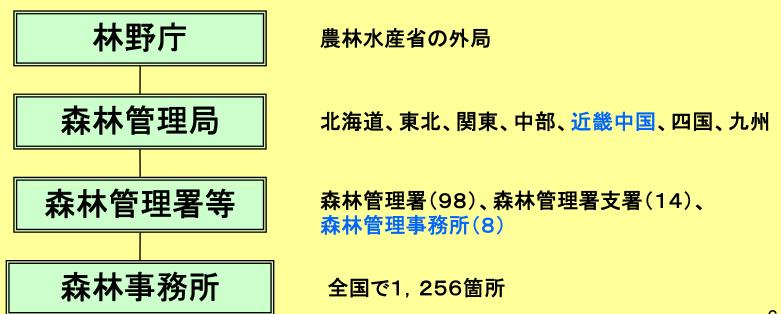
1. 国有林について

(国有林の成立)

- ・ 国有林は、明治2年の版籍奉還によって、明治 政府が旧幕藩有林を承継したことにより成立。
- 明治4年に「社寺上地令」により、旧社寺領を 国有地に編入。
- ・明治6年から14年にかけて、地租改正に伴って行われた土地の官民有区分により境界確定、 村持入会林を国有林に編入。
- その他、購入、交換、所管替えなどにより編入。

1. 国有林について

- ・ 林野庁が国営企業(現業)として国有林を管理経営。
- ・ 林野庁本庁の下に、地方ブロック組織として7箇所 の森林管理局を設置。
- 森林管理署等が現場の管理経営を実施。



2. 京都大阪森林管理事務所について

- 近畿中国森林管理局の下部組織。
- 京都府・大阪府に所在する国有 林約5,700haの管理経営を担 当(森林面積に対する国有林の 割合は、京都府で約1%、大阪府 で約2%)。
- 管内の国有林は小規模散在。
- 京都市内では、東山、貴船山、嵐山などが国有林、大阪府内では、 箕面山などが国有林。
- · 森林事務所:7箇所(東山、上賀茂、綾部、宮津、 峰山、木津、箕面)
- 職員数:22名



2. 京都大阪森林管理事務所について

- 京都市内には約1,400haの国有 林が所在。
- 東山には、清水寺、八坂神社、知 恩院、南禅寺、銀閣寺などの背後 に高台寺山国有林、南禅寺山国有 林、銀閣寺山国有林などが所在。
- 北山には、貴船神社、鞍馬寺の背後に、鞍馬山国有林、貴船山国有林が所在。
- 西山には、天龍寺、苔寺の背後に、 嵐山国有林、松尾山国有林などが 所在。
- ・ 京都市内に所在する国有林の多く は、明治初期の「社寺上知令」によ り国有林に編入された旧社寺領。



3. 嵐山国有林について

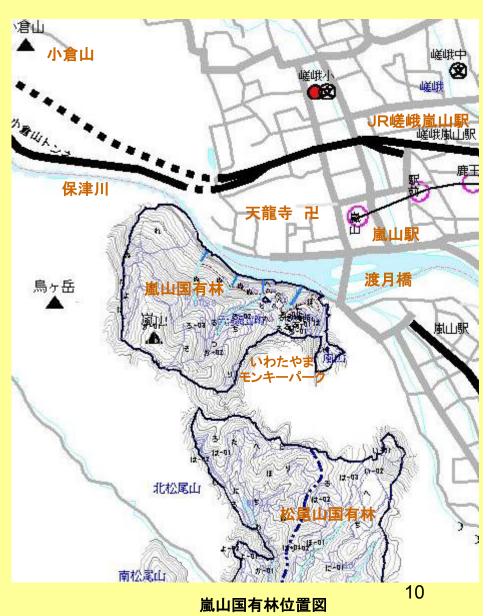
- (1) 嵐山国有林の概要
- (2) 嵐山国有林の変遷
- (3) 嵐山国有林の現状

(1) 嵐山国有林の概要

• 林班名:嵐山国有林38林班

• 面積 :59.03ha

- 法令制限:風致保安林(森林法)、 土砂流出防備保安林(同)、史跡 名勝(文化財保護法)、風致地区 (都市計画法)、歴史的風土特別 保存地区(古都保存法)、鳥獣保 護区(鳥獣保護法)
- 機能類型:「森林と人との共生林 (森林空間利用タイプ)」、レクリ エーションの森「嵐山風景林」に 指定。
- 江戸時代までは、大部分が天龍 寺領。





(2) 嵐山国有林の変遷

- 13世紀末: 亀山上皇が吉野からサクラ数百株を移植。その後、夢窓国師が吉野からヤマザクラ数千本を移植。その後も、サクラやマツの植栽が行われる。
- 明治4年:「社寺上知令」により天龍寺領から官有地に編入。
- 大正4年:保護林に指定。
- 大正5年:風致保安林に指定。
- 昭和2年: 史跡名勝「嵐山峡」に指定。
- 昭和5年:風致地区に指定
- 昭和6年:「禁伐」により、中腹以下でアカマツ衰退、広葉樹林化の 兆しがあることから、大阪営林局が「嵐山風致施業計画」を樹立。
 - 斜面上では、50m四方の画伐、アカマツ、ヤマザクラの大苗を植栽
 - 尾根上では、50m四方の画伐、アカマツの天然更新を促進
 - 西端では、スギ・ヒノキの植栽地で複層林を造成
 - 谷筋では、広葉樹を択伐

(2) 嵐山国有林の変遷

- 昭和30年代後半:松くい虫被害が顕著に。
- 昭和56年:「嵐山国有林における風致防災対策懇談会」を開催。
- 昭和57年:「京都市近郊国有林野の取扱いについて」を策定、嵐山保勝会との共催による「嵐山植林育樹の日」を開始。
 - 尾根では、アカマツの更新を目指す。
 - 一中腹以下の斜面では、斜面の安定化を図りつつ、アカマツ、サクラの 導入を進める。
 - 直接眺望されない天然林は自然の推移に委ねる。
 - スギ、ヒノキの人工林は大径材としての利用を目指す。
 - サクラの植栽に当たっては、陽光が得られるよう、数年の間隔を置いて、O. O5haの群状択伐を2回行い、O. 1haの伐採面を確保。
- 平成2年:植樹行事に当たり、O. O5haの択伐による伐開を開始。

(2) 嵐山国有林の変遷

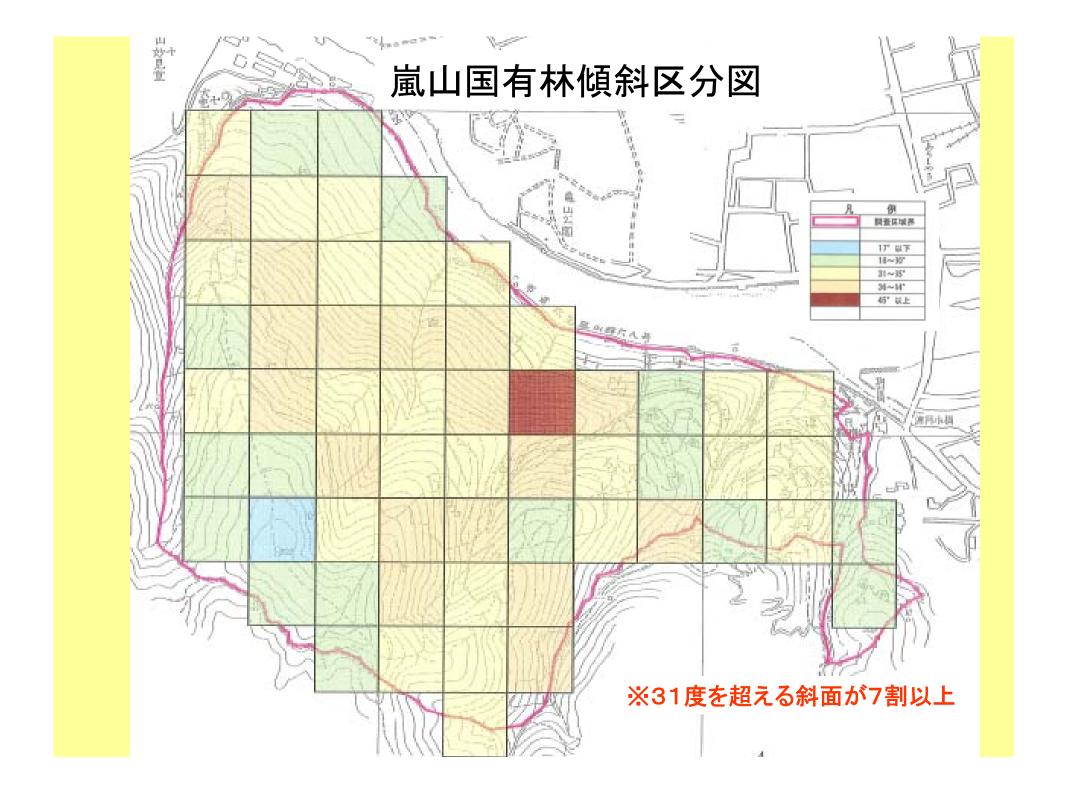
- 平成15年:「世界文化遺産貢献の森林」に指定、施業指針を策定。
 - 目標:カエデ、サクラ等の落葉広葉樹と針葉樹が混交した色彩 豊かな森林
 - サクラ、カエデ、ケヤキの植栽に当たっては、生育空間の確保が不可欠。小規模伐採を行った後、陽光確保のため、周辺の常緑広葉樹の除伐及び枝落しを実施。
 - アカマツは抵抗性品種を尾根などに植栽。将来的には、他の 針葉樹の植栽も検討。
 - 関係研究機関との連携強化。
 - シカ及びサル被害対策。
 - 土砂流出防止のために治山事業を実施。

(3) 嵐山国有林の現状

- (イ) 地形・地質
- (口) 林況・植生
- (ハ) 獣害
- (二) 観光
- (木) 防災施設
- (へ) 法令規制

(イ) 地形・地質

- 標高:30~382m
- 平均勾配は30度超、局所的には45度以上(31度を超える 斜面が7割以上)
- 北向き斜面で日当たりが良くない部分が多い。表土の流亡 が発生しやすい。「痩せ地」化。
- 地質:泥質岩•砂岩•チャートなどで構成された「丹波層群」に 属する堆積岩が主体。
- 褶曲等の外力を受けて、節理や風化を受けた箇所が多い。 剥離型落石の危険性。



(口) 林況•植生

(原始)

• サカキーコジイ群集(常緑広葉樹林)

(古代~近世)

- アカマツーコバノミツバツツジ群集(アカマツ林)
- 薪炭材や枝葉の採取により、アカマツ林へ移行。
- ・ 13世紀以降は、斜面下部でサクラやマツを植栽。

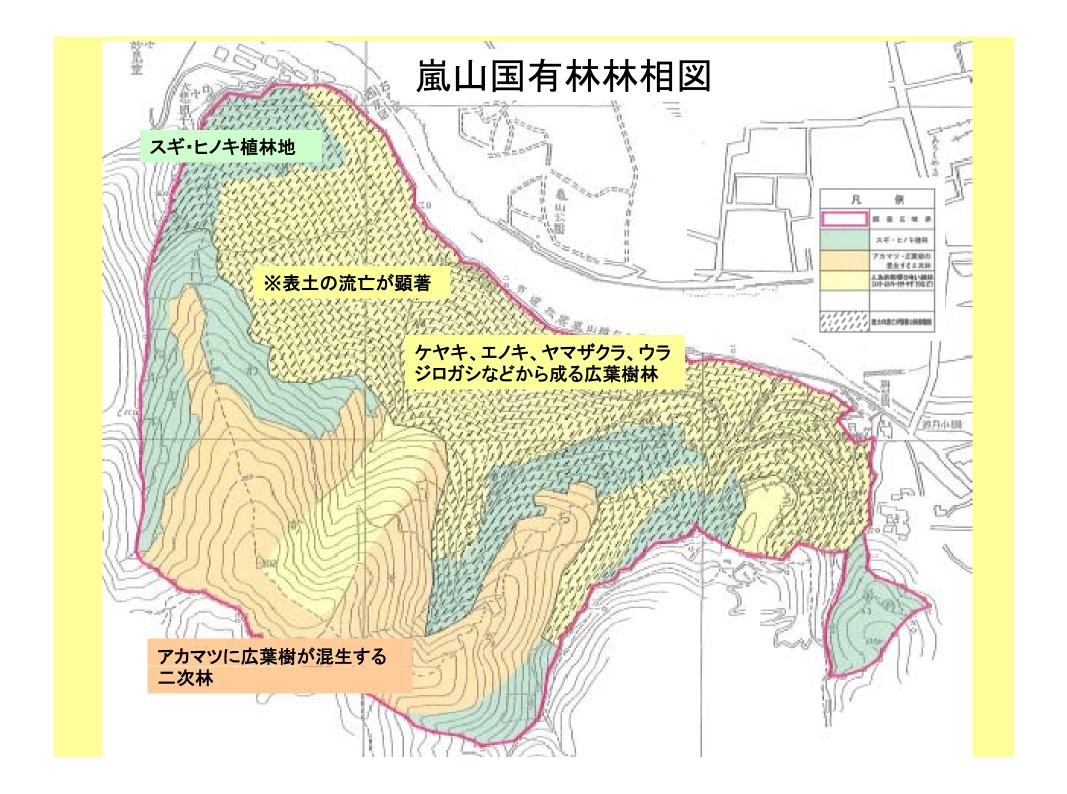
(近代・現代)

- 官有地への編入以降、「禁伐」により、アカマツ林から広葉樹林への「遷移」が進行。昭和30年代以降は「松枯れ」により、アカマツが激減。
- 谷筋の一部では、スギ・ヒノキを植林。
- アカマツの衰退と林相の三分化(アカマツニ次林、広葉樹林、人工林)

(口) 林況•植生

(エリア別の林況)

- 斜面上部(16ha:約3割):アカマツ二次林
 - アカマツーコバノミツバツツジ群集の樹種構成が残存。
 - アカマツは激減。
 - ソヨゴ、リョウブ、ヒサカキなど中低木の常緑広葉樹が侵入。
- 斜面下部(29ha:約5割):広葉樹林
 - 早くからの植生変化と風致施業などの人為により、ケヤキ、エノキ、 ヤマザクラ、ウラジロガシなどから成る疎林が生育。
 - 急傾斜、下層植生不足により、土壌が流亡。
 - 次代を担う高木性樹種の幼樹が少ない
- 植林地(14ha:約2割):人工林
 - 昭和30年代以降、主に西側でスギ・ヒノキを植栽。
 - 東側では、明治期に植林後、天然林化。





アカマツ二次林の様子 (アカマツが枯死、アセビ、ソヨゴ等が侵入)

アカマツの稚樹 (尾根付近にはアカマツ稚樹が多数発生)



広葉樹林の林内 (急傾斜、下層植生不足、落石多発)

広葉樹林の紅葉 (多様な樹種が混交)





スギ・ヒノキ植林地の林内

蔵王権現参道のスギ林

(ハ) 獣害

(ニホンジカ)

- 苗木の食害や立木の皮剥が発生。
- ・ 山麓では、旅館の庭にニホンジカが侵入する事例もあり。

(イノシシ)

• 泥浴びや掘り起こしの痕跡あり。

(ニホンザル)

- 「モンキーパークいわたやま」で 約150頭を餌付け。活動範囲は 限定的か。
- 一部で、植栽木の折損が発生。



シカによる皮剥痕



イノシシのヌタ場

(二) 観光

- ・ 嵐山周辺の観光客数は、増加傾向で推移(H14:570万人)
 → H19:790万人)
- 京都市観光客の嵐山訪問率は15.9%、清水寺(21.2%)
 に次ぐ。
- 近年、渡月橋北側に観光客が集中する傾向あり。観光エリアの分散が必要?
- 隣接観光施設として、「嵐山モンキーパーク」と「大悲閣千光寺」あり。モンキーパークには年間7万人程度、大悲閣には年間5千人程度が来訪。

(二) 観光

蛇谷の先に、かつて嵐山の名所であった「戸難瀬(となせ)の滝」(別名:音無滝)あり。

「となせよりながす錦は大井川いかだにつめる木の葉なりけり」(藤原俊成(12世紀))

- 戸難瀬の滝の上流には、飛び地に 「蔵王権現堂」あり。後嵯峨天皇が 吉野から嵐山にサクラを移植した 際に蔵王権現を勧請して祀ったと 言われる。蔵王権現は能「嵐山」 (金春禅鳳作(15世紀))にも登場。
- 嵐山山頂(382m)には、「嵐山城 跡」あり。明応6年(1497年)に、 山城守護代となった細川正元の家 臣香西元長が築城。



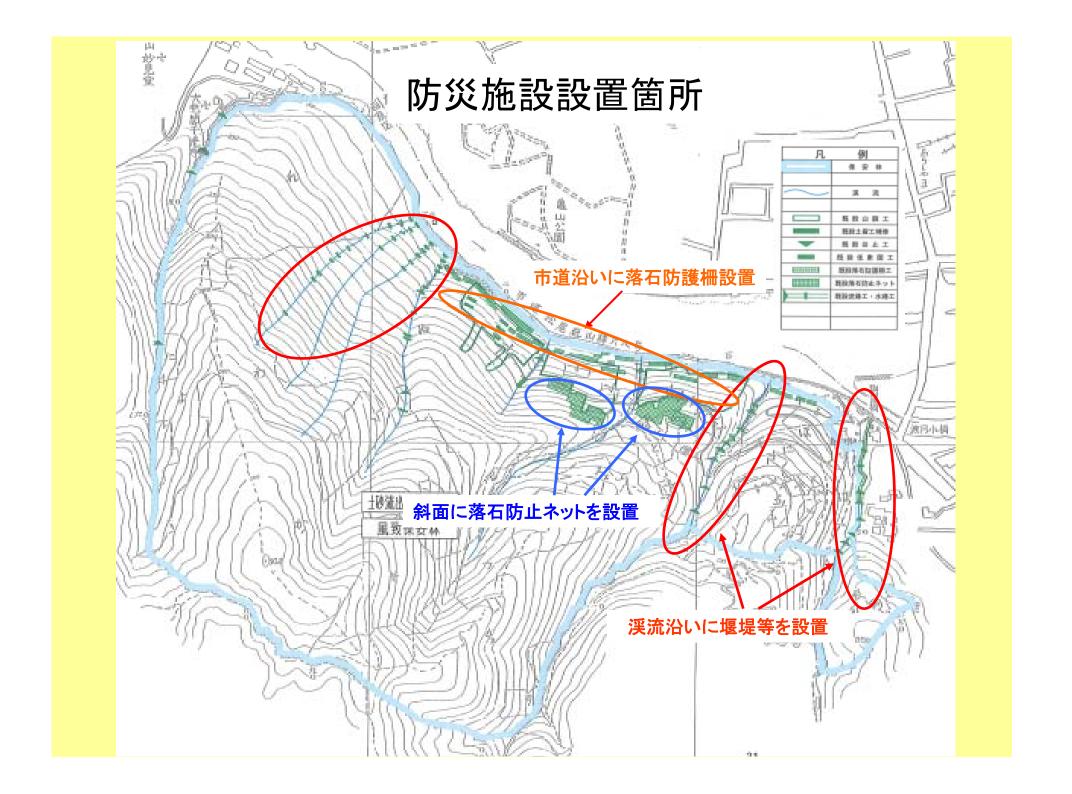
蔵王権現堂



戸難瀬の滝

(木) 防災施設

- 嵐山国有林では、昭和23年度から治山事業を継続的に実施、山地災害の防止に貢献。
- これまで、主に、山腹工(※斜面の崩壊防止工事)、谷止工 (※渓流の安定化工事)を実施。
- 平成4年度以降は、落石防護柵・落石防止ネットの設置を集中的に実施。
- 国有林直下の市道への落石被害は大幅に減少したものと思われる。
- 部分的に、老朽化により補修や新設が必要な施設あり。





市道沿いにほぼ間断なく落石防止柵を設置。

一部施設では、落石が満杯になるなど、補修・新設が必要。



(へ) 法令規制

- 森林法に基づく「風致保安林」「土砂流出防備保安林」に指 定。立木の伐採には京都府知事との協議が必要。
- 文化財保護法に基づく「史跡及び名勝」に指定。現状変更、 保存に影響を及ぼす行為を行う際は、文化庁長官との協 議が必要。
- 都市計画法に基づく「風致地区」に指定。木竹の伐採には、 京都市長との協議が必要。
- 古都保存法に基づく「歴史的風土特別保存地区」に指定。 木竹の伐採には、京都市長との協議が必要。

(現状まとめ)

- 北向きの急傾斜斜面が大半を占め、表土の流亡が発生しやすい。
- 節理や風化を受けた箇所が多く、落石の危険性あり。
- 林況は、斜面上部の「アカマツ二次林」、斜面下部の「広葉樹林」、 及び「人工林」の三相化。
- 獣害は、シカによる食害・剥皮、サルによる折損が発生。
- 嵐山の観光客数は増加傾向、渡月橋周辺に集中。
- 昭和23年度から継続的に治山事業を実施。落石被害は減少。一部、老朽施設あり。
- 森林法、文化財保護法、都市計画法、古都保存法による重層的な 伐採規制あり。いずれも、立木の伐採には許可等が必要。

4. 「嵐山国有林の取扱に関する意見交換会」

(課題)

- 昭和57年より、「嵐山植林育樹の日」として、サクラやカエデ の植栽を進めてきたが、相当数が枯死。
 - → 植栽方法の再検討
- ・ 嵐山の観光客数は増加傾向にあるが、渡月橋周辺に集中。
 - → 国有林内に所在する歴史的・文化的資源の活用
- シカによる食害・剥皮、サルによる折損が発生。
 - → 生息状況の把握
- 継続的な治山事業の実施により、落石被害は減少。一部老 朽施設あり。
 - → 安全確保措置の強化・継続

4. 嵐山国有林の取扱に関する意見交換会」

- 平成21年6月12日に、天龍寺に て、「嵐山国有林の取扱に関する 意見交換会」を開催。
- 地元関係者6名と専門家4名が委員(※地元、研究、行政の連携)。
- ・ 以降、4回の会合を開催。植生、 景観、獣害、治山の専門家より、 報告・提言を受けた上で、意見をと りまとめ(※「林学」の総合性)。
- 「嵐山の今後の取扱方針」を策定。 これを踏まえて、平成22年度の以 降の事業を実施予定。
- 平成22年度以降も、意見交換会を年に2回、定期的に開催予定。



意見交換会の模様

5. 平成22年度の取組について

(意見交換会外地域との連携)

- ・幅広い意見を聞くため、新たに地元関係者2名を委員に追加。
- ・意見交換会を9月29日及び平成23年2月25日に開催。
- ・専門家委員による各種モニタリング調査を実施するにあたり、地元住民の理解と協力を得るため、現地説明会等を11月5日及び平成23年1月18日に開催。
- ・嵐山保勝会と共催の「第30回嵐山植林育樹の日」を2月25日に開催。 同時に、嵯峨中学校の記念植樹も実施。
- ・地元リーダーの方々を対象とした、現地見学会を3月18日に開催予定。

(国有林野事業)

- ・治山事業として、山腹工3箇所0. 29ha、イロハモミジ外2種85本植 栽。
- ・カシノナガキクイムシ被害木87本(39m3)を伐倒処理を実施。



